

和納小学校 いじめ防止基本方針

新潟市立和納小学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

すべての児童がかけがえのない存在であることから、児童一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、常に創意工夫しながら日々の教育活動に取り組む。

その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が、児童、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に徹底して取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ対応ミーティング

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処することを目的とする。

原則として、校長・教頭・生活指導主任・該当学級担任で組織し、必要に応じて関係する教職員が加わる。

(2) いじめ防止対策委員会

いじめ防止等の組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、検証を行う。重大な事案等が発生した場合は、緊急会議を開催し、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を協議し決定する。

〔構成員〕 校長・教頭・教務主任・生活指導主任・児童民生委員・保育園長・保護者代表・スクールカウンセラー・CS 委員・養護教諭・特支 CO・教相 CO

(3) 関係機関との連携について

- 教育相談センターや西蒲区教育相談室、児童相談所などの関係機関と、必要に応じて連絡・相談するとともに連携していじめの解決や防止に当たる。
- 重大事案発生時には新潟市教育委員会に指導・助言に基づき、関係機関と連携しながら学校として組織的に動く。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 児童の人間関係についての日常的な観察や「いじめアンケート」の結果等を生かし、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

- 学級会活動や学級力にかかる活動などを通して、学級内の問題を自分たちで解決しようとする意欲と態度を育てる。
- 全教育活動を通して児童に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協働性」の4つの視点から自律性と社会性をはぐくみ、精神的、社会的な自立を目指す。
- いじめについての指導を年度当初に行い、決して許されないことを理解させる。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- いじめを題材とした道徳の授業を行う。学年の発達段階に応じて、いじめの問題を考え議論したり、いじめの予防や解消に向けて取り組んだりする活動に取り組む。
- 全ての教育活動で道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 「いじめアンケート」実施後に学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努め、気になる児童について教育相談を行う。

(4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をする。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や保育園と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 基本方針

- 児童をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、笑顔で話しかける、名前を呼んでほめる——などを積み重ね、児童との信頼関係を築く。
- いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し、児童の人権感覚を育成する。

(2) 教職員による観察

- 教職員が児童と共に過ごす機会を多くし、いじめの早期発見を図る。
- 児童の形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- 児童一人一人の様子について、気になることなどを記録し蓄積する。

(3) 「いじめアンケート」の実施

- アンケートは発見のための一つの手段である。
- アンケート実施後、一人一人の児童との個別相談の機会を設ける。
- アンケート（原本）は卒業まで保管する。
- アンケートの集約結果は、卒業後5年間保管する。※校長室 金庫 使用

(4) 欠席状況の確認

- 欠席理由が不透明な場合は、欠席した日に電話連絡を行う。
- 連続して2日以上欠席があった場合は欠席理由が明確であっても電話連絡を行う。 3

日以上欠席があった場合、状況に応じて保護者又は本人と面談する。

(5) 教職員間の連携

- ちょっとした児童の変化や様子の気付きを職員室内で話し合い、情報を共有する。

(6) 保護者・地域との連携

- 児童の様子で心配なことはいつでも学校に話してもらうよう保護者に働きかける。
- 自治会長会などに校外の児童の様子で気がかりなことを知らせてもらうよう働きかけるなど、地域から情報が得られるようにする。

(7) 相談窓口

- いじめ等に係る校内の相談窓口は、主として担任または教頭とする。ただし、緊急を要する場合等は、連絡・相談を受けた職員が丁寧に対応し実態等を聞き取る。
- 保護者に対して、学校だけでなくPTA役員や民生児童委員等の地域の方に相談することも学校が対応することを伝える。

5 いじめへの早期対応について

(1) 基本方針

- いじめを認知したら、即座に行動を開始する。また、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その場合には、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。
- いじめられた児童に対しては、心のケアに努める。また、保護者に対して経過や今後の方針をていねいに説明する。いじめた児童に対しては、安易な謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる。また、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気もてるようにする。
- 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。

(2) 早期対応ガイドライン

①【校内いじめ対応ミーティング】

担任が発見したとき、児童からの訴え、親からの訴えがあった場合は、直ちに解決のための行動をとる。

ア) 担任は、その日のうちに校長（教頭）に概略を報告する。

イ) 校長（教頭）と担任は、その場で具体的な対策を立て、行動に移す〔校内いじめ対応ミーティング〕。必要に応じて関係職員を含めたミーティングを行い、方針を決め、行動を開始する。休日などでも同様とする。

ウ) 対策の行動を開始して5日経っても改善が見られない場合は、別途の具体策を立て行動する。

エ) 事案の概略・対策の内容・対策実施後の変容などは、教頭と担任又は生活指導主任が記録する。校内いじめ対応ミーティング（メモ用紙）には、教頭又は担任が記入し、保管する。

オ) いじめの実態及びその対応について、全職員に知らせ共通理解を図る。

カ) 対策及び方針として「様子を見る」ことはしない。

※ 校内いじめ対応ミーティングは、原則として、校長・教頭・生活指導主任・該当学級担任で構成し、必要に応じて養護教諭等を加える。

② 【指導・支援・見守りの継続】

解決の確認後も経過観察を要する場合、担任は、いじめの再発がないか保護者に電話等で確認する。確認は、時期をおいて3回程度実施する。時期は、概ね、1週間後・1か月後・3か月後とする。

③ 【記録】

いじめの状況（児童や保護者からの訴えの内容等）・対策・その後の経過などを記録に残す。記録は2年間保存する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した場合または発生が疑われる場合は、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 重大ないじめを受けた児童及び保護者への対応

重大事態に係るいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられるので、当該児童の心の安定と心身の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるように支援する。

- ① 学級担任や養護教諭等によって、心情をていねいに傾聴する。
- ② いじめに係る事実関係を明らかにするために、聞き取りをていねいに行う。
- ③ いじめの解決に向けて、当該児童の意向をていねいに聞き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ④ 安心して生活できる場や時間の確保などの学習・生活環境を確保する。
- ⑤ 医療関係への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て医療機関への受診を進める。

当該児童の保護者は、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童やその保護者への不信感などを強く抱くことが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、当該児童の心身の安定に努めるために、保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- ① 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ② 当該児童が受けたいじめに係る事実や児童の心身の状況についてていねいに説明する。
- ③ いじめの解決に向けて、保護者の意向をていねいに聞き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ④ 保護者自身が不安を抱いている場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを勧める。

(4) いじめを行った児童及びその保護者への対応

いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分に認識させ、決して繰り返さないように指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることをとおして、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該児童の指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

当該児童の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実をていねいに伝え、その行為の重大さを当該児童と共に認識させるとともに、解決に向けた道筋を伝え、保護者の協力を得る。その際、児童への接し方や保護者としての役割について、適切に助言する。

(5) 自殺につながる可能性がある場合の対応

- ① 児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合は、「TALKの原則」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。

[TALKの原則] Tell：心配していることを伝える

Ask：自殺願望について尋ねる

Listen：気持ちを傾聴する

Keep safe：安全の確保

- ② いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

[改訂 平成29年1月15日]

[改訂 平成29年4月1日]

[改訂 平成29年6月1日]

[改訂 令和3年3月22日]

[改訂 令和4年3月24日]

[改訂 令和5年3月10日]

[改訂 令和6年3月31日]